

社会福祉法人やまゆり福祉会 有期契約職員退職金給付規則

第1条 社会福祉法人やまゆり福祉会（以下「本法人」という。）の有期契約職員退職金については、本規則の定めるところによる。

（退職金の支給対象）

第2条 退職金は職員が退職した場合に、退職後2か月以内に全額をその者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

2 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条までの規定によるものとする。

（退職金の給付）

第3条 職員が定年及び自己都合により退職した場合は、別表の額（勤務1年当りの退職金の額に、対象職員の区分、勤務日数等に応じた支給割合を乗じた額）に在職年数を乗じた額を支給する。

2 次の各号に該当する場合は、本法人理事会において決定する。

- (1) 職務上の原因で、負傷し、又は疾病にかかり職務の遂行が困難なため退職する場合又は死亡した場合の退職金
- (2) 通勤による災害により負傷し、職務の遂行が困難なため退職する場合又は死亡した場合の退職金。

（懲戒解雇者の取扱い）

第4条 有期契約職員就業規則第40条第6号の規定により解雇された者については、退職金を支給しない。

（在職年数の計算）

第5条 在職年数の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

2 次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。

- (1) 育児休業・育児短時間勤務 3分の1の月数を除算
- (2) 介護休業・介護短時間勤務 3分の1の月数を除算
- (3) 欠勤（私傷病による欠勤を含む。） 全ての月数を除算

3 前2項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、6月未満は切り捨て、6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。

第6条 本規則施行前の在職年数は、第5条第1項から第3項を適用し、対象となる期間の5割を年数として換算し、加算する。

付 則

本規程は、平成25年9月18日から施行する。

付 則

本規程は、平成30年1月18日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の有期契約職員退職金給付規則の規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金から適用し、同日前に退職した者の退職金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

有期契約職員退職金支給率表

勤務1年当りの退職金の額	支給割合	対象職員	勤務日	勤務時間
30,000円	100%	生活支援員	4日又は5日/週	8h/日
		看護師 (准看含む)	4日又は5日/週	7h又は8h/日
	80%	生活支援員	4日又は5日/週	6h又は7h/日
		製パン作業支援員	4日又は5日/週	7h又は8h/日
		リサイクル作業支援員	4日又は5日/週	7h又は8h/日

(注) 勤務日、勤務時間は、4月1日現在とする。ただし、1年の途中で減となった場合は、減の勤務状況を対象とし、増となった場合には、増に変更する前の状況を対象とする。